

内代地域活動協議会規約

平成25年12月9日 施行

令和3年2月23日 改正

内代地域活動協議会

内代地域活動協議会運営規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は内代地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を大阪市都島区内代町2丁目2番36号に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、内代地域とする。

(目的)

第3条 本会は、内代地域を誰もが輝く元気なまちづくりにしていくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んで行くことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体を持って構成する。

(活動)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関するこ
- (2) 地域コミュニティづくりに関するこ
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関するこ
- (4) 地域福祉や健康づくりに関するこ
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関するこ
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関するこ
- (7) 環境美化に関するこ
- (8) スポーツに関するこ
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項に関するこ

2 なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化教育することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対する事を目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する事を目的とする活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第6条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 3名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員等の選任)

第7条 役員等は、運営委員会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第8条 各役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (5) ①監事は、協議会の会計及び役員の業務執行を監視する。
②監査の結果、地域活動協議会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）本規定若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを地域活動協議会及び区長に報告すること。
③役員の業務執行の状況は又は地域活動協議会の財産の状況について、役員の意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第9条 監事は、当該地域活動協議会の役員を兼ねてはならない。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第11条 運営委員会は、別表に定める各種団体から各1名及び第4章に定める部会長各1名を委員として組織する。（以下「運営委員会」という。）

(運営委員会の議決事項)

第 12 条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 内代地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第 13 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員会の 2 分の 1 以上から請求があったとき

(運営委員会の議長)

第 14 条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第 15 条 運営委員会は、運営委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の決議)

第 16 条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところのこととする。

(運営委員会の書面表決等)

第 17 条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

2 この場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第 18 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(議事録の作成及び公開)

第19条 活動区域の住民(以上、「地域住民」という。)、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

(部会の設置)

第20条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することが出来る。

(部会の組織)

第21条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 第1部会 防犯・防災、環境に関する事業
- (2) 第2部会 子ども・青少年、文化・スポーツ、健康に関する事業
- (3) 第3部会 福祉に関する事業

- 2 各部会に、部会長1人、副部会長1人、部会会計1人を置く。
3 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第22条 協議会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告とともに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。ただし、天災又は疫病等のやむをえない事由がある場合は、会長に一任をする。

- 2 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第23条 協議会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告とともに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

3 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならぬ。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 24 条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

2 地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第 25 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 規約の変更

(規約の変更)

第 26 条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第 7 章 雜則

(委任)

第 27 条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(付則)

この規約は、平成 25 年 12 月 9 日から施行する。

(付則)

第 5 章 23 条（事業報告及び決算）の中で協議会の事業報告及び決算は監事の監査を受け、毎会計年度終了後「30 日以内に」とあるのを「3か月以内に」に改める。

この改正に関する規約は平成 30 年 9 月 26 日より施行する。

(付則)

構成団体名称の一部改正の議案が審議の上、別紙のとおり承認される。

この改正に関する規約は令和元年 6 月 25 日より施行される。

(付則)

構成団体役員の一部改正の議案が審議の上、別紙のとおり承認される。

この改正に関する規約は令和2年7月2日より施行される。

(付則)

第5章22条（事業計画及び予算）の中で「ただし、天災又は疫病等のやむをえない事由がある場合は、会長に一任する。」の一文追加を審議の上、承認される。

この改正に関する規約は令和3年2月23日より施行される。